

## 泉佐野市議会政務調査費の交付に関する条例

平成13年3月31日

泉佐野市条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、泉佐野市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、泉佐野市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付方法)

第3条 政務調査費は、各四半期の最初の月の10日（その日が休日（泉佐野市の休日を定める条例（平成2年泉佐野市条例第30号）に規定する休日をいう。）に当たる場合は、その翌日とする。）に支給するものとし、その交付額は、各四半期の最初の月の1日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数に1月当たり50,000円を乗じて得た額の当該四半期に属する月数分とする。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 前項本文の規定にかかわらず、一般選挙後の最初の交付については、任期の始まる日の属する月の翌月分からとする。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は、交付しない。

4 基準日以外の日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該四半期分の政務調査費の交付については、これらの異動がなかったものとみなす。ただし、同日において議会の解散があった場合は、解散があった日の属する月分の政務調査費を交付するものとし、既に交付された政務調査費については、解散

があった日の属する月の翌月以降に係る月数分を返還しなければならない。

(使途基準)

第4条 会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第5条 会派は、政務調査費の経理を明確にするため、所属議員のうちから経理責任者を定めなければならない。

(収支報告書の提出)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、毎年度終了後30日以内に、政務調査費に係る収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 議員の任期が満了した場合又は議会が解散した場合若しくは会派が解散した場合は、会派の経理責任者であった者は、満了又は解散のあった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において市政に関する調査研究に資するために必要な経費として支出した金額の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (省略)